

## 一 般 質 問 通 告 書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により  
通告します。

2024 年 5 月 27 日

議席番号 11 番

東村山市議会議長 あて

質 問 者 渡 辺 み の る

### 記

#### 1. 学校教育における子どもの意見表明権の保障を

今年、日本政府が子どもの権利条約を批准してから30年の節目となる。

しかしこの 30 年、日本社会は子どもを産み育てやすくなるどころか、より困難になり、子ども  
の自殺の実態はより深刻さを増している。

日本国憲法と子どもの権利条約に照らし、子どもの権利を尊重し子ども一人ひとりが自分  
らしく生きることのできる日本社会とするために、できることを共に考えていきたい。

学校教育においても、子どもが生まれながらにして権利の主体であることを踏まえた対応  
がなされることを期待し、以下質問する。

##### 1. 子どもの権利条約に関するこの間の動向について

- (1) 1994(平成6)年5月20に文部科学省が発出した「児童の権利に関する条約について(通知)」で、子どもの意見表明権についてどのように記載されているか。また、市教育委員会の見解も伺う。
- (2) 2019年2月1日に採択された子どもの権利委員会による「日本の第4回・第5回統合定期報告に関する総括所見」において、子どもの意見表明権に関する記述はどのようなになっているか。また、市教育委員会の見解も伺う。
- (3) 当市の子ども計画策定に向けての議論の中で、子どもの意見表明権についてどのような議論がなされているか。
- (4) 市の子ども計画策定に教育委員会はどのように関わっているのか。子ども・子育て会議に参加する予定はあるのか。
- (5) 教職員に対して、子どもの権利に関する研修は実施しているのか。しているのであれば、内容・講師・主催者などの詳細を詳しく伺う。

## 2. 学校行事などでの指導について

- (1) 学校行事はだれのため、何のために実施するのか。
- (2) 卒業式・入学式の練習時間は何時間行っているのか、学年ごとに伺う。また、それぞれの練習は誰の発案で行っているのか。練習の内容も合わせて伺う。
- (3) 卒業式や運動会などにおいて、集合時に走ることや拍手(大きさも含めて)の強要、着席などのタイミングの統一など、見た目のきれいさだけに焦点が当たっているように感じている。統制をとることによって子どもの権利が侵害されているとの認識はあるか。

## 3. 中学校の校則(学校生活のきまりなど)について

- (1) 各学校の HP に公開されているが、一部の公開となっている学校もあるが理由を伺う。
- (2) 校則に「子どもの権利」について明記するとともに、校則改定の方法についても記載すべきと感がるが見解を伺う。
- (3) 校則の各規定について、生徒が納得できる理由を付記すべきと考えるが見解を伺う。
- (4) 校則の改定について、生徒はどのように参画したのか。子どもの意見の尊重はどのように行われたのか。

## 4. 日本国憲法と子どもの権利条約を遵守する学校運営を

子どもは生まれながらにして一人ひとりが主権者。日本国憲法第 11 条は「憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利」と定めている。子どもの権利条約では「子どもの最善の利益の追求」と「意見表明権の保障」などが謳われている。

日本の学校教育においては、学校長の権限によって子どもの権利が制約されることを認めており、これは日本国憲法及び子どもの権利条約に反する疑いが強いと考える。

憲法と国際条約の遵守を最優先に、子どもの権利を保障する大人の責任を果たす学校教育への改革が急がれていると考える。教育長の見解を伺う。

以上